

令和2年3月26日

学生のみなさんへ

大垣女子短期大学 学長 曽根孝仁

新型コロナウイルス感染症への対応について

本学では、新型コロナウイルス感染症(令和2年政令第11号で定められた感染症をいいます。)への対応について、下記の通りとしたのでお知らせいたします。

記

1. 感染防止のために

- (1)家庭で、検温を行うなど、健康状態を確認してください。特に、感染者が確認されている地域では徹底してください。
- (2)手洗い・手指消毒と咳エチケットを励行し、授業・業間・課外活動などでは、原則としてマスクを着用してください。
- (3)教室等では換気を行い、活動や施設に応じて、できるだけ学生どうしの間隔をあけて着席するようにしてください。
- (4)学内外で、感染拡大のリスクを高める3条件(①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる)が同時に重なることをさけてください。

2. 新型感染症への感染が疑われる場合

- (1)【家庭において、37.5℃以上の発熱や咳の症状がある場合】:教務・広報課に所属学科・学籍番号・氏名・症状を連絡(電話またはメール)し、指示があったときには、出校せず家庭で症状が改善するまで休養してください。
- (2)【家庭において、次の症状がある場合】:居住地域の帰国者・接触者相談センターに相談をしてください。
(大垣市は「岐阜県西濃保健所」大垣市江崎町 422-3:電話 0584-73-1111 内線 273)
① 風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が4日以上続く(解熱剤を飲み続けなければならない場合を含みます)
② 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある
③ 基礎疾患等(糖尿病、心不全、呼吸器疾患(慢性閉塞性肺疾患など))のある方は、①または②が2日程度続く
- (3)【学内で、37.5℃以上の発熱や咳の症状がある場合】:すぐに保健室(または事務局)へ行って相談してください。

3. 新型感染症への感染等が判明した場合

- (1)【感染が判明したとき】:学校保健安全法に基づき、保健所等から指示された期間、「出校停止」の措置を講じることとします。この場合には、速やかに次のとおり報告(電話またはメール)してください。
① 連絡内容:所属学科、学籍番号、氏名、主な症状などの状況、緊急連絡先(携帯電話等)、本学に関する行動履歴、決まっている場合には入院先・入院期間、外国渡航歴があった場合には渡航先・渡航期間・行動履歴等
② 連絡先: 教務・広報課 (メール: kyoumukouhou@ogaki-tandai.ac.jp、電話: 0584-81-6817)
- (2)【濃厚接触者に特定されたとき】:上記3の(1)と同じ(報告を受けて、「出校停止」の措置)とします。

4. 授業を欠席した場合の取扱

- (1)【感染が疑われる症状で欠席したとき】(上記2の(1)や(2)の場合)、【帰宅を指示され欠席したとき】(上記2の(3)で帰宅しての休養を指示された場合)、【感染または濃厚接触者として欠席したとき】(上記3の(1)や(2)の場合)については、学校保健安全法に基づく「出席停止」(出席すべき日数には入らず、欠席とならない)として扱います。
- (2)「出席停止」の扱いには、①本学又は保健所等からの指示を受けることと、②快復後に教務・広報課に決められた書類を提出することが必要です。連絡せずに自分の判断だけでした欠席は、「出席停止」にならないことがあります。

5. その他

- (1)3月以降に海外渡航歴のある人は、出校せず、すぐに教務・広報課(連絡先は上記3(1)(2)まで連絡をしてください。
- (2)4月以降、状況により授業(実習を含む)のシラバス変更、休講や学校の臨時休校を行う場合があります。このときは、掲示や本学ホームページ等で連絡します。なお、授業がなくなった場合には、別に補講や追加実習等を行います。
- (3)新型感染症の影響で、学資負担(学納金納付等)に経済的課題が生じた場合は、学生支援課に相談してください。
- (4)現在、新型感染症終息に向け、国をあげて対策に取り組んでいるところです。みなさんもこれに協力し、感染と拡大防止にじゅうぶん気をつけてください。その他わからないこと等があれば、学生支援課に相談してください。

以上